



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2018 MARCH / 203号

★ 不使用取消審判と商標の使用態様 ★

長期間使用されていない登録商標は、第三者の請求により、登録が取り消されることがあります。すなわち、不使用取消審判請求の日からさかのぼって過去 3 年間、指定商品又は指定役務について、日本国内で使用されていない登録商標は、特許庁により登録が取り消されます。商標使用の立証は商標権者が行いますが、その際、登録商標と使用商標の態様が相違することがよくあります。どの程度の変形まで使用と認められるのでしょうか。下記 2 件の取消審判では、①の商標は登録が取り消され、②の商標は維持されました。

審判事件	①取消 2016-300573	②取消 2016-300575
登録番号	登録第 5586456 号	登録第 5607230 号
登録商標		
指定商品	第 30 類 すし	第 30 類 すし
審決	取消 (H29. 11. 27 確定)	登録維持 (H29. 11. 27 確定)
使用商標 (取消審判①では下記(1)～(5)すべての使用が認められていますが、取消審判②ではなぜか(1)のみ使用が認められています)		
(1)	(2)	(3)
	(4)	(5)

上記 2 件の登録商標が相違するのは「寿司」の文字の有無 (及び魚の前掛けの「すし」の文字の有無) です。取消審判①の登録商標には「寿司」の文言がなく、この点において使用商標(1)～(5)と異なります。「寿司」は指定商品を表す普通名称なのでこの部分は無視できるという見方もあると思いますが、それに対する特許庁の見解は次の通りです。

取消審判①に関して、「たとえ「寿司」の文字が指定商品の普通名称であるとしても、「寿司さんまい」の文字は、一体不可分の文字として捉えるのが自然であり、かつ、一体として「寿司に専念している様」という具体的な観念が生じるものであるから、該文字部分から、単独では濁音化することのない「さんまい」の文字を分離抽出し、本件商標と同一の構成要素を有するとみることはできない。」

取消審判②に関して、使用商標(1)は、縦書きである点、魚の図形の配置が異なる点、「宅配専門」の文字の囲み方が異なる点、色彩が異なる点において登録商標と異なります。それらの点について審決は、「その構成文字は同一であって、それぞれの部分の位置関係は相違するものの、両者は、その構成全体において、全ての構成文字及び図形を有するのであるから、社会通念上同一の商標といえる。」と述べています。